

論 説

預金債権差押え申立ての際の「特定」の要件

吉 岡 伸 一

1. 問題の所在

強制執行や保全処分においては、対象となる目的物を特定することが要求されている。たとえば、不動産を目的物として差押え・仮差押えを申し立てる場合には、当該不動産の登記事項証明書を添付して特定することが要求されている。これは、不動産の場合には登記制度があり、登記事項証明書が公開され誰でも入手することができるので、それにより目的物を特定することが可能である。

しかし、目的物が預金債権の場合は、債務者の預金の種類や口座番号が公開されているわけではなく、特別な事情でもなければ、これらを債権者が知っていることはないものと思われる。さらに、これを弁護士照会制度等により債権者が知ろうと試みても、照会を受けた金融機関は、顧客の情報については守秘義務を理由に答えていないことがほとんどである。これは、個人情報のみだりに開示することは、後日、損害賠償の請求をされかねないので、これを回避するために照会に答えていないと思われる。その結果として、債権者が金融機関から債務者の情報を得ることはほとんどありえず、対象となる預金の種類や口座番号につき、差押え等の申立て前に特定することは極めて困難といえる。そのような事情背景から、預金債権の差押え・仮差押えを申し立てるときには、第三債務者である金融機関とその取扱店を特定すれば、別紙（後掲）のようにいくつかの要素ごとに順位付けをすることにより、あえて預金の種類や口座番号を特定しなくてもそ

の申立てが認められてきた。ただし、このような取扱いが許されているのは、債務者の預金債権につき第三債務者（金融機関）とその取扱店を1つに特定した場合であり、取扱店を特定しないで申し立てたり、複数の取扱店について順位付けをして申し立てたりしたときには認められていなかった。これは、従前は、預金債権が取扱店ごとに管理されていたことや、預金取引の入金・出金等については預金者が取扱店に赴いて行うことがほとんどであったため、債務者がどの金融機関のどの支店で預金取引をしているかを債権者としても調査しやすかったことも原因の一つであったと思われる。

ところが、最近では、ATM機やインターネットを使って預金取引を行うことが多くなり、いったん預金口座を開設すると、当該取扱店に赴かないでも入金・出金等が自由にできることになったため、債権者としては債務者の預金取引の取扱店を把握することが非常に困難な時代になってきている。これに対して、弁護士照会等により照会してもなかなか回答が得られない状況であることは前述したとおりである。そこで、債権者やその代理人弁護士の側から、複数の取扱店について順位付けをして申し立てたり（複数支店順位付け方式）、さらに進んで、全支店を対象とし、これに支店番号の順序により順位付けをして申し立てたり（支店間支店番号順序方式）することが行われるようになってきた。

この問題に関して、東京地裁や大阪地裁では、これらは債権の特定を欠く不適法なものであると判断し（東京地裁民事執行センター「債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店舗の特定」金融法務事情1767号26頁参照）、その他の裁判所もこれに対して全般的に否定的であったが、別表に示す通り、まず、複数支店順位付け方式を認める決定が出始め、平成23年に入ってから、東京高裁においても支店間支店番号順序方式を認める決定が出てきた。ただし、同じ東京高裁でもこれらを認めない決定も多く、認める決定と認めない決定とが伯仲している状況であった。

そのような中、平成23年9月20日、最高裁決定が出されるに至った。そこで、本稿では、最近の裁判例および最高裁決定を検討してみることになしたい。

2. 最近の裁判例

最近の裁判例は、別表に示したとおりであるが、このうち、特徴的な3つの裁判例についてみてみることにしたい。

(1) 東京高決平成23年3月30日（別表の62事件）

<事案の概要>

本件は、XがYの預金につき差押えを申し立てようとしたものであるが、XがYの預金口座の存在する金融機関の取扱支店を把握していなかったことから、Xは、Yが預金口座を有している可能性のある金融機関8行（A行、B行、C行を含む。）に対し、住民票で判明したYの氏名、ふりがな、生年月日、現住所及び前住所を相手方を特定する事項として記載した上、Yの口座開設年月日、支店名、口座番号等を照会する弁護士法23条の2第1項による照会を行った。これに対し、A行、B行、C行以外の照会先（5行）は、照会事項に対する回答を行ったが、A行及びB行は、Yの同意が確認できない旨を述べて回答を拒絶し、C行は、取引支店名を特定する必要がある旨述べて回答を拒否した。

そこで、Xは、Yを債務者、A行、B行、C行を第三債務者として、支店間支店番号順序方式により債権差押命令を申し立てたところ、原決定はこれを却下したので、Xが抗告した。

<本決定の概要>

本決定は、まず、Xが上記<事案の概要>にある照会等を行ったことにつき、Xは、差押債権特定のために考えられる調査を尽くし、弁護士法照

会によっても回答を得られなかった金融機関を第三債務者として、本件申立てを行ったものといえることができると評価した。

ついで、支店間支店番号順序方式の申立てにおける第三債務者の負担等について、次のように検討した。すなわち、「今日において、各金融機関は、システム設計等において差異があるとはいえ、個別に顧客情報を管理するシステムを導入しているのが通例であり、この顧客管理システムを用いることにより、大部分の金融機関では、債務者の預金の存在、債権額等について全支店の検索等をかけることが可能であることと推認される。もっとも、このようなシステムでの検索は、通常はカナ検索により実施され、また、自然人である預金者については同姓同名の者が存在する可能性があり、その場合は債務者の特定が容易でないという問題点があるが、ふりがな、生年月日の記載をすることにより、システムによる検索は相当程度容易になることが推認される。そして、本件においてX代理人が行った弁護士法照会に対し、D行、E行、F行、G行及びH行は、照会結果を回答しており、これらの金融機関においては、Xが記載した情報によって、システムによる検索が現実に可能であったものと推認される。これを前提に本件についてみると、本件申立てに係る第三債務者は、いずれも我が国において最大手の金融機関であり、上記各金融機関と同等以上の検索機能を備えた顧客情報管理システムを備えていると推認されること、本件申立てにおいては、Xは、システムによる検索を前提として相手方の生年月日、ふりがなを明らかにしていること、X代理人による弁護士法照会に対して第三債務者A行及びB行が回答を拒絶した理由は、Yの同意が確認できない旨であり、検索の困難性をいうものではないこと（ちなみに、差押命令に基づく債権の有無等の調査・検索についてはYの同意の点はおよそ問題とされない。）などを総合すると、本件申立てに対応して申立てに係る第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではないと

いうべきである。」

以上の結果、本件申立てにおける差押債権は特定していると認められると判示し、原決定を取り消し、申立てを認めた。

(2) 東京高決平成23年3月31日（別表の12事件）

<事案の概要>

X2が、支店間支店番号順序方式により債権差押命令を申し立てたところ、原決定はこれを却下したので、X2が抗告した。

<本決定の概要>

まず、原決定が第三債務者である金融機関に二重払いの危険があるとしたことにつき、X2が、二重払いの危険は民法478条によって保護される旨主張したので、本決定は、次のようにこれを斥けた。すなわち、「当該債権差押命令が第三債務者に送達されると直ちに弁済禁止の効力が生じ、支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者（預金債権者）に弁済をしたときは、差押債権者は、民法481条1項に基づいて、その受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができるのであって、債権の準占有者に対してした弁済も差押債権者に対抗できないのであるから」、民法478条をもってしても弁済として保護されない。

つぎに、X2が、金融機関においてはいわゆる名寄せのシステムが整備されているので、支店名を特定しなくても金融機関に過度に検索の負担をかけることはないと主張したことに対して、本決定は、次のように述べて、これも斥けた。すなわち、「取扱店舗が特定されていない差押命令の送達を受けた金融機関においては該当する預金を検索するのに相応の時間と手間がかかるのが実情であって、金融機関の画一的で円滑な事務処理のためにも取扱店舗の特定を必要とするというべきである。金融機関においては、名寄せのシステムの整備が進められているけれども、これは預金保険事故が発生した場合に備えて構築されたシステムであり、緊急時に特別

な処理を行うシステムとして利用されているのであって、預金債権に対して差押命令が発せられた場合に対応することは予定されていない。したがって、上記システムが存在するからといって、金融機関に検索の負担をかけることがないということとはできない。」

以上のように、本決定も、第三債務者である金融機関の支店を特定しない本件差押えの申立ては、差押債権の特定を欠く不適法なものとしてこれを却下すべきものと判断した。

(3) 東京高決平成23年4月28日（別表の13事件）

<事案の概要>

X3が、支店間支店番号順序方式により債権差押命令を申し立てたところ、原決定はこれを却下したので、X3が抗告した。

<本決定の概要>

本決定は、「差し押さえるべき債権の特定方法の原則」、「緩やかな特定方法が認められる例外事例」および「緩やかな特定方法を拡大することによる問題点」を詳細に述べた後、「支店間支店番号順序方式について」次のように判示して、支店間支店番号順序方式による債権差押えの申立ては、差し押さえるべき債権の特定を欠く不適法なものであって、却下すべきであると判断した。

すなわち、支店間支店番号順序方式による差押命令を発するとなると、「預金債権の管理が原則として取扱店ごとに行われていることから、例えば差押えや仮差押えの有無については当該取扱店に照会しなければ正確な情報を得ることができず、債権差押命令の送達を受けた銀行本店と、本店の調査によって預金があることが判明した支店との間で調整をする必要が生じ、また、預金のある支店が複数に及ぶときは、支店ごとに順位が付されているため、先順位の預金債権のうち不足する部分についてのみ後順位の支店の債権に差押えの効力が生じ、差押えの有無の判断が他の支店の調

査結果に依存することとなり、差し押さえられた債権の特定が差押命令の送達を受けた取扱店内での作業にとどまっていた従来の前記便法とは異なり、複数支店相互の作業による特定が必要となる。

また、仮に支店間支店番号順序方式による債権差押えが認められることとなれば、債権者は、債務者の預金債権の存在の蓋然性の調査をまったく行わないで適宜の銀行を第三債務者として債権差押えの申立てをすることが可能となるが、そうすると、申立債権者において調査の労力を負担することなく、差押命令の送達を受けた銀行の負担において預金債権の有無及び内容を上記のとおり調査し、第三債務者として裁判所に報告することが義務付けられることとなり、第三債務者である銀行に不相応な負担を負わせることとなる。」

(4) 小 括

前述したように、最近では、ATM機やインターネットバンキングでの預金取引が多くなったため、債権者としては債務者の預金取引の取扱店を把握することが非常に困難な時代になってきている。しかし、他方、「債権者は、自らの債権の満足を図るべく、差押命令の申立てをしているのであるから、その債権回収のために相応の負担が伴うのは当然のことである。債務者の居住地や営業の場所等との関係で金融機関の取扱店舗を推測して債権差押命令の申立てをすることに格別の支障が伴うわけではなく、現にそのようにして預金債権に対する差押命令の申立てがされるのが通常である。債権回収を図ろうとしている申立債権者としては、上記の程度の負担はこれを甘受すべきである。」(前掲・東京高決平成23年3月31日)との見解も依然として残っている。

これらの見解が分かれる理由は、要するに、第三債務者である金融機関の負担と(差押等)債権者の負担をどのようにみているかではないだろうか。複数支店順位付け方式や支店間支店番号順序方式を認める肯定的見解

は、近時の状況において取扱店を特定させることは、(差押等)債権者に過大な負担となっていると解している一方、否定的見解は、第三債務者の負担が大きいと解している。

そのような中、平成23年9月20日、最高裁が次のような結論を出した。

3. 最決平成23年9月20日

(1) 事案の概要

本件は、XがYに対する金銭債権を表示した債務名義による強制執行として、Yの第三債務者Z1銀行、Z2銀行及びZ3銀行に対する預金債権並びにZ4銀行に対する貯金債権の差押えを求める申立てをした事案である。

Xは、その申立書において、差し押さえるべき債権を表示するに当たり、各第三債務者のすべての店舗又は貯金センターを対象として順位付けをした上、同一の店舗の預貯金債権については、先行の差押えまたは仮差押えの有無、預貯金の種類などによる順位付けをしている。

(2) 第一審決定の概要

第一審(東京地決平成23年4月28日)は、債権差押命令の申立てに際しては、差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項を明らかにしなければならないところ(民事執行規則133条2項)、これは、第三債務者が二重払いの危険や債務不履行責任を追及されることを防止するためのものであるが、本件申立ての差押債権の表示では、本件の第三債務者らが差押債権を調査し、支払停止の措置を執るまでには相当の時間を要することになり、二重払いの危険や債務不履行責任の追及のおそれが生じることは否定できず、差押債権の特定がされていると認めることはできないと判示して、申立てを不適法として却下した。

(3) 抗告審決定の概要

抗告審（東京高決平成23年6月6日金融法務事情1926号120頁）は、第一審を支持して、本件申立ては、差し押さえるべき債権の特定がされているものとは認めることはできないとして、Xの抗告を却下すべきものとした。

すなわち、本件申立ては、「すべての支店につき網羅的に行う差押え」であり、そのような差押えの申立てで第三債務者が支払停止の措置を執るまでには相当の手間と時間を要すると考えられるからであるとした。

この控訴審決定に対して許可抗告が申し立てられ、最高裁で審議されることとなった。

(4) 本決定の概要

本決定（最決平成23年9月20日金融法務事情1931号32頁、金融・商事判例1376号15頁）は、次のように述べて、控訴審の決定を支持した。

すなわち、「(1) 民事執行規則133条2項は、債権差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、差押債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項を明らかにしなければならないと規定している。そして、債権差押命令は、債務者に対し差押債権の取立てその他の処分を禁止するとともに、第三債務者に対し差押債権の債務者への弁済を禁止することを内容とし（民事執行法145条1項）、その効力は差押命令が第三債務者に送達された時点で直ちに生じ（同条4項）、差押えの競合の有無についてもその時点が基準となる（同法156条2項参照）。

これらの民事執行法の定めを鑑みると、民事執行規則133条2項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押えられた債権を識別することができるものでなければならないと解するのが相当であり、この要請を満たさない債権差押命令の申立ては、差押債権の

特定を欠き不適法というべきである。債権差押命令の送達を受けた第三債務者において一定の時間と手順を経ることによって差し押さえられた債権を識別することが物理的に可能であるとしても、その識別を上記の程度に速やかに確実にに行い得ないような方式により差押債権を表示した債権差押命令が発せられると、差押命令の第三債務者に対する送達後その識別作業が完了するまでの間、差押えの効力が生じた債権の範囲を的確に把握することができないこととなり、第三債務者はもとより、競合する差押債権者等の利害関係人の地位が不安定なものとなりかねないから、そのような方式による差押債権の表示を許容することはできない。

(2) 本件申立ては、大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであり、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということとはできない。そうすると、本件申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。

以上と同旨をいう原審の判断は、正当として是認することができる。」

(5) 田原裁判官の補足意見の概要

本決定には、田原裁判官の次のような補足意見がある。

すなわち、「私は法廷意見に与するものであるが、本件申立ての如く、差押債権を表示するに当たり、各第三債務者の全ての店舗を対象として順

位付けをした（以下、かかる方式を「全店一括順位付け方式」という。）上、同一の店舗の預貯金債権については、先行の差押え又は仮差押えの有無、預貯金の種類等による順位付けをした申立てにつき、法廷意見とは異なり、差押債権の特定性（民事執行規則133条2項）を認める高等裁判所の決定例も存するところから、法廷意見を若干敷衍する。

1 これまでに全店一括順位付け方式による申立ての可否が問われた裁判例は、差押債権がいずれも債務者の第三債務者たる金融機関に対する預貯金債権であり、また従来の学説も専らかかる場合を念頭に置いて検討されてきた。

しかし、全店一括順位付け方式による申立ての可否は、第三債務者が金融機関の場合に限らず、第三債務者が全国あるいは一定の地域に多数の店舗展開をし、当該店舗毎あるいは一定数の店舗を束ねたブロック毎に仕入代金の管理がなされている百貨店、流通業者、外食産業等の場合や、支店単位あるいはブロック単位毎に下請業者の管理を行っている全国規模のゼネコン、広い地域で事業を展開する土木建設業者等の場合にも問題となるのであって、それらの場合も視野に入れた上で、かかる方式による申立ての可否を検討する必要がある。

2 差押命令（仮差押命令の場合も同様であり、以下双方の場合を含めて検討する。）の第三債務者に対する送達により、差押債権につき弁済禁止や処分禁止の効力が及ぶのであるから、差押債権の特定は、第三債務者において差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかにかつ確実に差し押さえられた債権の種類及び金額を具体的に識別できるものである必要がある。

債権者が差押命令の申立てに当たって債務者の第三債務者に対する債権の内容を具体的に把握することは一般に困難であるから、差押債権につき特定基準を具体的に措定することによって間接的に特定すること（間接的特定）も許容されるが、裁判所は、差押命令の発令に際し、申立てにおい

て指定された特定基準が上記の要件を満たしているか否かを判断するに当たって、第三債務者の状況を直接認識することはできないから、当該第三債務者の置かれている社会経済的状況の下で、一般に当該第三債務者が速やかにかつ確実に差押債権の種類及び金額を識別するに足りるだけの基準たり得るか否かとの観点から判断するべきである。

かかる観点から特定基準を考える場合、特段の事情がない限り、第三債務者の債務管理の単位を基準として差押債権の種類及び金額が特定されるべきであり、それを超えて、複数の債務管理の単位に係る債務者の第三債務者に対する債権につき、差押えの順位を付けてなされる債権差押命令の申立ては、かかる申立てに基づく債権差押命令が発令されても、第三債務者が差押債権の種類及び金額を速やかにかつ確実に識別することが困難であるというべく、したがって差押債権の特定を欠くものといわざるを得ない。

なお、金融機関に対する預金債権の差押えにつき全店一括順位付け方式による差押債権の特定を認める見解は、金融機関がそれに対応できるコンピュータシステム（CIFシステム）を設置しているとか、金融機関は預金保険制度の適用に対応する名寄せシステムを設けているから対応が可能なはずである等としているが、現時点においてCIFシステムが全店一括順位付け方式による差押えに直ちに対応できる機能を有していることを示す資料は公表されておらず、また、預金保険制度の適用に対応する名寄せシステムは、その目的を異にするものであり、同システムをもって上記の方式による差押えに直ちに対応できるものではない。

3 ところで、全店一括順位付け方式を肯定する見解は、第三債務者が差押債権を識別するに至るまでに若干の時間を要することを認めながら、差押命令の送達から第三債務者が差し押さえられた債権を識別するに至るまでの間に、第三債務者から債務者に対してなされた弁済は民法478条により保護され、第三債務者の民法481条による責任は同条を柔軟に解釈する

ことにより対応が可能であり、また、第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでの間、差押えの対象外の債権の支払を遅延しても債務不履行責任を問われることはないので、同方式による差押命令を認めても支障はない旨主張している。

しかし、上記の民法478条、481条に関する議論は論者によって十分に詰められていないし、債権の流動化を含む経済取引の迅速化が求められている今日、債務者の第三債務者に対する債権につき、第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでの間、債務者への支払に応じてよいか否かが判然としない浮動的な状態が生ずることは、取引上重大な支障をもたらすことになりかねない。なお、論者によっては、かかる浮動的な状態が生じたとしても、債務不履行の問題は生じないとする者もあるが、そのような浮動的な状態が生ずることによる取引上の支障は、債務不履行責任の追及という事後的な手続では到底救済され得ないような不利益を債務者にもたらしかねないのである。

殊に預金債権の差押えに関して言えば、普通預金口座（総合口座）におけるATMが普及している今日、第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでの間、第三債務者である金融機関が債務者の預金につきATMの利用を停止し、結果的にその対象預金が差押えの対象外であった場合には、債務者の不利益の問題が生じ、他方、結果的に差押えの対象であった預金がその間にATMにより払い出された場合には、民法481条による責任の有無の問題が生ずる。また、差押債権に当座預金が含まれている場合には、差押債権の識別作業中、当該当座預金を支払口座とする手形、小切手の決済を如何にするかという信用秩序に影響を及ぼしかねない問題をも生じかねないのである。

4 さらに、全店一括順位付け方式による債権差押えを認める場合には、法廷意見にて指摘するとおり競合する債権差押えとの間で問題を生ずる。すなわち、全店一括順位付け方式による差押命令が発せられた後に、他の

債権差押命令が発せられた場合、その差押えの効力如何（先行する差押えに係る転付命令により後の差押えが空振りとなるか、差押えの競合により後の差押えに係る転付命令が無効となるか、差押えの競合がなく直接の取立てが可能となるか等）は、先行する全店一括順位付け方式の差押えによる差押債権の識別作業が完了するまで不明の状態に置かれることになり、先行して複数件の全店一括順位付け方式の差押命令が発せられている場合には、それら複数件の差押えの対象債権の識別作業が完了するまで、その後の差押えの効力如何が判明しないこととなり、債務者及び第三債務者のみならず、後れて差し押さえた差押債権者の地位を非常に不安定なものとすることになる。

また、全店一括順位付け方式を認めると、請求債権額が相当額に及ぶ場合には、債権者は一件の債権差押えの申立てをもって、債務者の第三債務者に対して有する債権を包括的に差し押さえる効果を得ることとなるが、かかる状態が生ずることは債権者間の公平の観点からは望ましい事柄ではないと考える。

5 以上述べた諸点からすれば、全店一括順位付け方式による債権差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠くものといわざるを得ない。」

(6) 小 括

以上のように、最高裁の法廷意見は、「差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならぬと解するのが相当である」とし、「大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし」た差押えの効力を否定した。確かに、第三債務者に直ちにとはいえないまでも速やかに識別することができる必要があることは否めないものと思われる

る。しかし、本決定は、全店一括順位付け方式による債権差押命令の申立てをすべて否定したわけではなく、あえて「中小規模の金融機関」を第三債務者とする申立てや、すべてではないが複数の支店を対象とする申立てを排除していない。この点をどの程度に解釈するかは今後の裁判例の積み重ねによるものと思われるが、筆者としては、後述するような理由から、第三債務者の負担が過重にならない限り、できるだけ広く解すべきではないかと思う。したがって、小規模の金融機関であれば、全支店を対象とする申立てや、大規模の金融機関に対しても5や10程度の支店を対象にした申立ては認めてもよいように思える。

また、田原裁判官は補足意見の中で次の4点を指摘されている。①全店一括順位付け方式による申立ての可否は、第三債務者が金融機関の場合に限らず、第三債務者が全国あるいは一定の地域に多数の店舗展開をし、当該店舗毎あるいは一定数の店舗を束ねたブロック毎に仕入代金の管理がなされている場合も視野に入れる必要があること、②特定基準は、特段の事情がない限り、第三債務者の債務管理の単位を基準として考慮すべきこと、③全店一括順位付け方式を肯定する見解では、第三債務者が差押債権を識別するに至るまでに若干の時間を要することから、送達されてから識別できるまでの間に預金債権が支払われる等のリスクがあること、④全店一括順位付け方式を肯定した見解では、差押えが競合した場合に、債務者及び第三債務者等の地位を非常に不安定なものとすること。

確かに、上記③及び④の点は同感であるが、上記①及び②の点は違和感を覚える。なぜなら、預金債権は従来から金融機関だけでなく取扱い支店まで特定しないと債権差押申立てが認められていなかったが、その他の業種の債権を差し押さえることについては、当該第三債務者を特定するだけで支障なく申立てを認めてきたと思われる。したがって、従来の申立て取り扱いを変更することにならざるを得ないことになるが、それでは差押えを申し立てる債権者に過大な負担を強いることになるのではないかと危惧

される次第である。また、金融機関が各支店ごとに顧客管理を行っていたことは公知の事実であるが、建設会社や百貨店その他が「当該店舗毎あるいは一定数の店舗を束ねたブロック毎に仕入代金の管理がなされている」ことが公知の事実として認識されているのかどうか非常に疑わしいうえ、会社全体として代金管理している会社とそうでない会社をどのように区別するのも困難である。

いずれにしても、今後、中小規模の金融機関を対象にした申立て、複数店舗を対象とした申立てがどのように取り扱われるのか注目したいところである。

4. 東京高決平成23年10月26日

ところで、最高裁の決定直後これと理論的に整合しないと思われる決定に遭遇した。

(1) 事案の概要

本件は、原告人（X）が、相手方（Y）に対しXへの金銭支払を命じた判決に基づく強制執行として、Yが各第三債務者に対して有する預金債権の差押えを求める申立て（以下「本件申立て」という。）をした事案であった。

Xは、差し押さえるべき債権（以下「差押債権」という。）について、各第三債務者の「複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」と表示した上、当該店舗の預金債権については、先行の差押え又は仮差押えの有無、預金の種類等による順位付けをした。

原審（東京地決平成23年8月26日）が、上記のような差押債権の表示で
(龍法 '12) 44・4, 546 (1554)

は第三債務者に過度の負担が生じるので、差押債権の特定を欠き、本件申立ては不適法であるとして却下したことから、これを不服とするXが執行抗告をした。

(2) 本決定の概要

本決定（東京高決平成23年10月26日金融法務事情1933号9頁）は、次のように述べてXの主張を認容した。

すなわち、まず前掲・最決平成23年9月20日を引用し、この趣旨を敷衍している。つぎに、「本件申立ては、差押債権を「第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」と表示したものであり（以下、差押債権をこのように表示することを「預金額最大店舗指定方式」という。）、大規模な金融機関である各第三債務者のすべての店舗を対象に含むものではあるが、預金債権額合計の最も大きな店舗（ただし、これが複数あるときは、そのうち支店番号が最も若い店舗）が決まりさえすれば、その後の処理は、第三債務者の複数の店舗のうちの一つをその名称により個別具体的に特定して表示した場合（以下、これを「支店名個別特定方式」という。）と同様になる。すなわち、預金額最大店舗指定方式における第三債務者とされた金融機関の負担は、支店名個別特定方式（これが執行実務において一般的に採用されているものであることは、当裁判所に顕著である。）による場合に比し、当該金融機関の店舗の中で預金債権額合計の最も大きな店舗を特定する作業（ただし、これが複数あるときは、そのうち支店番号が最も若い店舗を特定する作業が加わる。）及び第三債務者の本店に送達された債権差押命令の写しを当該店舗にファクシミリ等により転送する作業が加わるだけであって、全店一括順位付け方式のように、先順位の店舗の預金債権のすべてについて、その存

否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生じる預金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預金債権に差押えの効力が生じるか否かが判明せず、それまでの間第三債務者が不安定な状態に置かれることはない。そうすると、預金額最大店舗指定方式における差押債権が特定を欠くかどうかは、上記作業のために第三債務者がどの程度の時間及び労力を要するかにより判断されることになる。」と述べ、預金額最大店舗指定方式は、「債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生じることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるもの」と解するのが相当であるとし、前掲・最決平成23年9月20日の判旨に照らしても、差押債権の特定に欠けることはないとするのが相当であると判断した。

それに至る理由付けの一つとして、本決定は、勝訴判決を得た債権者が強制執行により債権を回収すべき道が確保されるべきとして、次のように説明している。すなわち、「勝訴判決に基づく強制執行は、裁判所により債務の履行を命じられた債務者がこれに応じない場合に、債権者が、裁判所による権利の実現を求めて、申し立てるものである。そして、債権者に債務者の財産を調査する手段が十分に認められていない民事執行制度の実情に照らすと、差押債権の特定について過度な要求をするとすれば、正当な債権者を害し、不誠実な債務者を利することにより、民事執行を回避し得るような事態を生じかねず、相当ということとはできない。他方、特定の程度を緩やかに解しすぎるとすれば、債権者と債務者の間の紛争に巻き込まれる第三債務者に過剰な負担を課することになる上、自ら可能な範囲での調査すら行わない債権者に安易な探索手段を認めることになり、やはり相当でない。そうすると、差押債権の特定の程度に関しては、前記1のとおり第三債務者の負担の程度が重要な判断要素になるものではあるが、債

(龍法 '12) 44 - 4, 548 (1556)

権者が通常行い得る調査手段によってどの程度差押債権を特定することが可能かという点も考慮すべきものである。

預金債権を差し押さえようとする債権者としては、債務者名義の預金の有無及び取扱店舗、種類、口座番号等を調査するために、弁護士に依頼した上で、弁護士会を通じ、金融機関に対して弁護士法23条の2に基づく照会をすることが可能である。この照会は法令に基づくものであるから、金融機関はこれに回答すべき公法上の義務を負い、また、回答に当たりあらかじめ預金者本人の同意を得なければならないものではない（個人情報の保護に関する法律23条1項1号参照）。したがって、上記照会がされたにもかかわらず、金融機関が正当な理由なく回答を拒んだときは、債権者としては店舗を個別具体的に特定することができないままで債権差押命令の申立てをせざるを得ない場合があるといえることができる。」

「これを本件についてみるに、一件記録によれば、Xが、本件申立てに先立ち、本件の申立代理人弁護士に依頼して、各第三債務者に対し、照会事項を「貴行における、株式会社Y（住所《略》）名義の各種預金の有無。上記預金が存在した場合、それぞれの取り扱い支店名及び本照会申出書到着日現在の残高金額」とする弁護士法23条の2に基づく照会の手続を取ったこと、上記照会に対し、第三債務者株式会社S銀行は、本店営業部との取引はない旨及び本店営業部以外の取引については取引店を特定した上で改めて照会されたい旨回答したこと、第三債務者株式会社H銀行及び第三債務者株式会社T銀行は相手方の同意が確認できないことを理由に、第三債務者株式会社R銀行は守秘義務を理由に、いずれも上記照会事項への回答をしなかったこと、Xは、株式会社W銀行及び株式会社K銀行に対しても上記と同様の照会手続を行ったところ、これら両行は、相手方名義の預金の取扱支店及び口座残高を回答したことが認められる。（《証拠略》）

上記事実関係によると、Xは、相手方に対し法的に正当な権利を有し、民事訴訟を提起して勝訴判決を得ながら、その履行を受けられないため、

相手方の預金債権の差押えを試みているのであり、しかも、弁護士法23条の2に基づく照会の手続を経たにもかかわらず、第三債務者らが、相手方の同意がないことなど正当と認め難い理由により、相手方名義の預金の有無及び取扱店舗等を開示しなかったことから、差押債権を前記のように記載せざるを得ない状況にあるのである。そうすると、本件のような場合に、第三債務者らの負担が過重であることを理由に差押債権の特定を欠くとして債権差押命令の申立てを不適法とするとすれば、勝訴判決を得た債権者であっても、債務者の預金債権に対する強制執行を事実上断念させられる結果になり、ひいては民事執行の機能不全を招きかねないのであって、これが妥当性を欠くことは明らかと考えられる。

以上のとおり、本件申立てにおいては、差押債権の特定に欠けるところはないと判断するのが相当である。さらに、債権差押命令の申立てを認めるための他の要件についてみても、一件記録によれば、これを充足していると認めることができる。」

つまり、本決定は、一方で、前掲・最高裁決定に従うと言いながら、他方で、「勝訴判決を得た債権者であっても、債務者の預金債権に対する強制執行を事実上断念させられる結果になり、ひいては民事執行の機能不全を招きかねない」と述べて、強制執行に実行性を持たせるべきであると主張している。そのため、預金額最大店舗指定方式における第三債務者とされた金融機関の負担は、支店名個別特定方式による場合に比し、それほど変わるものではないから認容されると結論付けている。

5. 私見

思うに、預金債権の差押えや仮差押えのために、債務者の取引金融機関がどこであるとか、さらにその取扱店舗がどこであるのかを債権者が知る

ことは、以前に比べて相当難しい状況になっていることは事実であろう。そう考えると、何らかの方法で網をかぶせる方式で債権差押申立てを認めてやらないと、債権者はせっかく債務名義を獲得しても、強制執行等により満足を得られない結果となってしまう。この点については、前掲・東京高決平成23年10月26日の判旨に賛同する。

問題は、弁護士法23条の2に基づく照会の手続が取られて、これに回答した場合の回答者側の責任である。照会に対しては回答する義務があるとか、回答した場合には守秘義務違反にはならないと言われても、回答したことにより当事者から開示したことによる損害賠償責任を問われる可能性があれば、照会を受けた機関としては、今後も回答をしないスタンスを変更することはないように思える。過去に照会に応じて回答したことにより損害賠償責任が肯定された裁判例があるため、これを恐れて回答しないスタンスをとり続けているように思われる。つまり、弁護士法23条の2に基づく照会については、回答した機関を当事者からの責任追及の可能性をなくす必要がある。そうしないと、従来どおり、この問題は残り、回答しないままになることになる。

したがって、債権者が勝訴判決を得て、債務者の財産に強制執行手続をとろうと考える際に、債務者の財産につき何らかの有効な開示手続（弁護士法23条の2に基づく照会でなくてもよい。）をとることができ、これにより債権者が債務者の財産に対して強制執行を実施できればよいのである。そのためには、そのような趣旨で開示に応じた機関が、責任追及されるようではいつまでたっても問題は解決しないのではなかろうか。

債権差押命令の際に、全店一括順位付け方式による申立てが多くの債権者によってなされる理由としては、債権者側のじれったい、かつ、焦る気持ちが表れているように思える。確かに、最高裁決定の言うように、これを全店一括順位付け方式による申立てにより解決しようとするのには無理があるかもしれない。早急に何らかの開示手続を工夫する必要に迫られて

論 説

いるのではないかと思われる。

【別紙】

(仮) 差 押 債 権 目 録

金〇〇〇〇〇円

ただし、債務者が第三債務者（〇〇支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

1. 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2. 円貨建て預金と外貨建て預金があるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建て預金
- (2) 外貨建て預金

3. 数種の預金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

4. 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

(注) 複数支店順位付け方式は、上記に加えて、複数の取扱店舗を表示したうえ、順位付けをした店舗順に預金の特定を行おうとするものである。また、支店間支店番号順序方式は、上記に加えて、支店番号の若い順序により特定を行おうとするものである。

別表 預金債権への差押えと取扱い支店の特定

番号	裁判所等	年月日	掲載誌	決定の概要	決定の結果	仮差押え・差押えの別
1	東京高決	5.4.16	金法1357-59	取扱店舗を記載しない申立て	却下	差押え
1の原審	東京地決	5.3.3	金法1351-35	取扱店舗を記載しない申立て	却下	差押え
2	東京高決	12.11.29	判タ1103-183	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
3	東京高決	14.9.12	判時1808-77	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
4	東京高決	17.6.7	金商1227-48	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	仮差押え
5	東京高決	17.6.21	金商1227-48	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
6	さいたま地決	17.7.27	金法1765-60	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
7	東京高決	17.9.7	金法1755-56、判時1908-137、金商1228-40	複数支店順位付け方式の申立て	却下	仮差押え
7の原審	さいたま地決	17.6.6	金法1755-61、判時1908-141	複数支店順位付け方式の申立て	却下	仮差押え
8	東京地決	18.3.17	金法1782-51	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
9	高松高決	18.4.11	金商1243-12	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
10	東京高決	18.4.27	金法1779-91	複数支店順位付け方式の申立て	却下	仮差押え
10の原審	東京地決	18.3.17	金法1779-93	複数支店順位付け方式の申立て	却下	仮差押え
11	東京高決	18.7.18	金法1801-56	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
12	東京高決	23.3.31	金法1922-92、金商1365-40	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
12の原審	横浜地決	23.3.11	金法1922-100、金商1365-54	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
13	東京高決	23.4.28	金法1922-87	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
14	東京高決	23.5.16	金法1923-91、判時2111-38	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
15	東京高決	23.5.18	金法1926-112	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
16	東京高決	23.6.30	金法1926-126	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
17	最三小決①	23.9.20	金法1931-32	支店間支店番号順序方式の申立て	抗告棄却	差押え
17の原審	東京高決	23.6.6	金法1926-120	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
18	最三小決②	23.9.20	金法1931-32	支店間支店番号順序方式の申立て	抗告棄却	差押え
18の原審	仙台高裁秋田支決	23.5.18	金法1926-106	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
18の原々審	秋田地決	22.9.7	金法1926-110	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
19	最三小決③	23.9.20	金法1931-32	支店間支店番号順序方式の申立て	抗告棄却	差押え

番号	裁判所等	年月日	掲載誌	決定の概要	決定の結果	仮差押え・差押えの別
19の原審	東京高決	23.6.14	金法1931-36	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
19の原々審	千葉地決	22.8.19	金法1931-37	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
51	東京高決	8.9.25	金法1479-54、判時1585-32、判タ953-299、金商1011-12	複数支店順位付け方式の申立て	認容	差押え
52	広島高裁岡山支決	16.12.15	金法1765-61	複数支店順位付け方式の申立て	認容	仮差押え
52の原審	岡山地決	16.11.24	金法1765-61	複数支店順位付け方式の申立て	却下	仮差押え
53	東京高決	17.10.5	金法1765-55、金商1237-36	複数支店順位付け方式の申立て	認容	仮差押え
53の原審	さいたま地決	17.7.27	金法1765-60	複数支店順位付け方式の申立て	却下	仮差押え
54	東京高決	18.6.19	金法1782-47、判タ1222-306、金商1246-12	複数支店順位付け方式の申立て	認容	仮差押え
55	千葉地決	19.2.20	金法1805-57	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
56	大阪高決	19.9.19	判タ1234-318、金商1279-14	複数支店順位付け方式の申立て	認容	差押え
57	静岡地裁下田支決	22.8.26	金法1913-6	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
58	水戸地裁龍ヶ崎支決	22.9.28	金法1913-7	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
59	神戸地裁姫路支決	22.10.12	金法1913-8	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
60	東京高決	23.1.11	金法1918-109、金商1363-37	複数支店順位付け方式の申立て	認容	差押え
60の原審	東京地決	22.11.26	金法1918-117、金商1363-43	複数支店順位付け方式の申立て	却下	差押え
61	東京高決	23.1.12	金法1918-109、金商1363-37	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
61の原審	さいたま地決	22.11.26	金法1918-120、金商1363-46	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
62	東京高決	23.3.30	金法1922-92、金商1365-40	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
62の原審	さいたま地裁川越支決	22.8.26	金法1922-98、金商1365-51	支店間支店番号順序方式の申立て	却下	差押え
63	東京高決	23.4.14	金法1926-112	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
64	東京高決	23.6.21	金法1926-118	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
65	東京高決	23.6.22	金法1926-124、判タ1355-243	支店間支店番号順序方式の申立て	認容	差押え
66	東京高決	23.10.26	金法1933-9	全支店対象の申立て（預金残高の一番多い支店）	認容	差押え

注1) 裁判例は、まず、最終審での結果により分け、認容したものについては51番から採番した。

注2) つぎに、裁判例は、最終審の日付により古いものから採番した。